

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例（平成15年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(電気事業者の責務)</p> <p>第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第2号の一般電気事業者、同項第6号の特定電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者は、それぞれの立場において可能な限り、</u>太陽光、風力等による発電を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(発電事業者の責務)</p> <p>第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第15号の発電事業者は、可能な限り太陽光、風力等による発電を行うよう努めなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。